

揺れ動いた2025年の年金制度改革 被用者保険の適用拡大は一步前進 企業規模要件を撤廃へ

本年は、5年に1度の年金制度の大きな改正が行われる年にあたり、改革議論が進められてきた。当初の日程では、本年の3月上旬に改正法案が国会に提出され、審議がスタートすることとされていたが、昨年10月の衆議院選挙で与党が大敗して少数与党となったこともあり、法案提出が5月にずれ込んでしまった。結果として、十分とはいえない審議を経て、6月13日に年金改革法が成立するという異例の事態となった。

2025年金改革が一定の到達点を迎えたこの段階で、本号では今次改革の全体像をできるだけわかりやすく整理して、お伝えすることとした。年金法改正の途中経過については、地公退ニュースの本年2月号と6月号をご覧いただければ幸いである。

2025年の年金制度改革を振り返る

図表1に今回の年金改革の経緯を示した。2022年10月に、第1回社会保障審議会年金部会が開催され、2025年の改正にむけて、議論がスタートした。今次の検討では、被用者保険の適用拡大等の低年金対策、遺族厚生年金・配偶者の加給年金の見直しなど、家族と年金制度の在り方等、多くの課題を抱えていたため、通例よりもかなり早いスタートとなった。

2024年7月に、公的年金の財政検証結果が公表され、公的年金の財政状況は健全に推移していると報告された。しかし、その際、厚生労働省は、改革課題の一つであり私たちの重点要求である「基礎年金の拠出期間45年化」について「残念ながら（保険料の負担増に対する）批判を一掃できているとはいえない。力不足をおわびしたい」と、早々と次期の制度改革を見送ることを表明してしまった。最終的に、年金部会は24回開催され、2024

年末に「議論の整理」が取りまとめられた。

これらの年金部会の議論を受けて、年が明けた本年1月下旬から、与党会議において年金改正にむけた厚生労働省案が説明された。しかし、参議院選挙が目前にせまる中で、「基礎年金水準の底上げ（基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドの調整期間の一致）」措置をめぐる、自民党内の意見がまとまらず、厚生労働省は、4月下旬にこの措置について、今回の法案から削除することを表明した。

5月に入って、ようやく法案が国会に提出されたものの、基礎年金水準の底上げ措置が法案から削除されたことに対して、野党からは「あんこのないアンパン」批判が繰り広げられることとなった。結果として、5月下旬に、自民・公明両党と立憲民主党が基礎年金水準の底上げ措置の検討に関する附則を書き込んだ修正案を共同提出することとなり、6月13日に年金改革法が成立した。

今回の法改正の主軸は「被用者保険の適用拡大」

紆余曲折を経て成立した今次の年金改革法だが、主軸は被用者保険の適用拡大だ（図表2）。

1990年代後半から、非正規雇用や不安定雇用が増える中で、国民年金・基礎年金のみで老後を迎えざるを得ない多数の労働者が放置されており、老後の低年金問題への対応が強く望まれている。差別をなくすための社会保障制度が加入要件で差別を作り出し

てはならないことから、被用者年金の適用拡大が進められてきた。かつて、被用者保険の加入要件については、「週30時間以上」働く労働者が対象だった。2016年10月から、従業員数500

人超の企業等で働く「①週労働時間20時間以上、②月額賃金8・8万円以上（いわゆる『年収106万円の壁』、③勤務期間1年以上、④学生は適用除外」の要件を満たす短時間労働者が適用拡大の対象となった。また、2020年の法改正によって、「③勤務期間1年以上」の要件が撤廃され、「従業員数500人超の企業等で働く」という要件は、現在、従業員数50人超の企業まで拡大されている。

今回の法改正では、企業規模要件が更に段階的に緩和され、2035年10月に撤廃されることとなった。また、②月額賃金8・8万

図表 1 2025年の年金改革の経緯

2022年 10月25日	第1回社会保障審議会年金部会で、議論がスタート。
2023年 5月30日	第4回年金部会において、次期制度改革の主な検討事項（案）が提示される。
2024年 7月3日	第16回年金部会で、2024年の財政検証結果が報告される。厚生労働省は、基礎年金の拠出期間45年化について次期の制度改革を見送ることを早々と表明。
12月24日	第24回年金部会で「議論の整理」が取りまとめられる。
2025年 1月下旬	与党会議で2025年金改正にむけた厚生労働省案が説明される。
4月下旬	厚生労働省は、「マクロ経済スライドの調整期間の一致（基礎年金給付水準の底上げ）」については、今回の法案から削除することを表明。
5月16日	年金改革法案を国会に提出
5月28日	自民・公明両党と立憲民主党が修正案（基礎年金給付水準の底上げ措置）を共同提出
6月13日	年金改革法が成立

図表 2 2025年金制度改革法の主な内容①
（被用者保険の適用拡大）

改正項目・要件		施行日
企業規模要件の緩和・撤廃	従業員51人以上	施行済み（2024/10/1）
	従業員36人以上	2027年10月1日
	従業員21人以上	2029年10月1日
	従業員11人以上	2032年10月1日
	企業規模要件を撤廃	2035年10月1日
常時5人以上を使用する個人事業所への適用	法定17業種	施行済み（2024/10/1）
	上記以外の全事業所	2029年10月1日（注）
被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援する措置を検討（1人当たり最大75万円助成）		2026年10月1日
月額賃金8.8万円以上の賃金要件（いわゆる「年収106万円の壁」）を撤廃		法律の公布日から3年以内に政令で定める日

（注）2029年10月時点で既に存在する事業所は、当面は加入対象外。
（備考）被用者保険の適用拡大の要件のうち、「週労働時間20時間以上」並びに「常時5人未満を使用する個人事業所」については、今回の改正では見直しを行わないこととされた。

出所：厚生労働省資料をもとに地公退作成

円以上（いわゆる『年収106万円の壁』）の要件についても、廃止されることとなった。

私たちは勤労者の老後の生活を安定させるために、被用者皆年金をめざしてきた。この意味では、今次改革は正しい方向に進んでおり、さらに改革を加速すべきだ。

■在職老齢年金制度 支給停止額を62万円へ引き上げ
被用者保険の適用拡大以外の法改正の主な内容を図表3に掲載した。

令和7年版高齢社会白書によれば、60歳台後半で収入を伴う仕事をしている人の割合は、男性で60・5％、女性で56・6％となっている。年金を受給しながら働いている場合、賃金と年金の合計額（基礎年金は対象外）が51万円（2025年度）を上回る場合は、51万円を超えた額の1／2の年金額が支給停止となる。このことが高齢者の就業意欲を削いでいるという指摘があり、年金部会では、①基準額を62万円に引き上げ、②71万円に引き上げ、③支給停止の撤廃の3案が示されたが、今回の改正では、①の支給停止額を62万円へ引き上げることとされた。

■標準報酬月額の上限の見直し 75万円へ引き上げ
厚生年金保険料は、給料等をもとにした「標準報酬月額」を基準に決まっており、現状では、65万円がその上限となっている。年金部会では、①75万円案、②79万円案、③83万円案、④98万円案の4案が示されたが、今回の改正では、①の75万円へ段階的に引き上げていくこととされた。

■遺族年金の見直し 男女差の解消へ
遺族厚生年金の受給要件には男女差があり、以前から見直しの必要性が指摘されていた。厚生年金の加入者が死亡した際、20代から50代の子のない配偶者が受け取る遺族厚生年金は、死別時に30歳未満の妻には有期給付、30歳以上の妻には期限の定めのない終身の給付となっている。一方で、配偶者が夫のケースでは、給付されるのは55歳以上での死別に限定されており、その場合でも60歳未満は支給停止される仕組みであり、制度上の大きな男女差が残っている。

今回の改正では、20代から50代に死別した子のない配偶者に対する遺族厚生年金を、男女とも原則5年間の有期給付として男女

図表3 2025年金制度改正法の主な内容②（その他の課題）

項目	改正内容	施行日
（1）在職老齢年金制度の見直し	支給停止となる収入基準額を51万円（2025年度価格）から62万円に引き上げる。	2026年4月1日
（2）厚生年金保険等の標準報酬月額上限の段階的引き上げ	①65万円→68万円 ②68万円→71万円 ③71万円→75万円	①2027年9月1日 ②2028年9月1日 ③2029年9月1日
（3）遺族年金の見直し	①男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。 ②父または母と生計を同じくしていても、子どもが遺族基礎年金を受け取れるように見直す（父または母が遺族基礎年金を受け取れない場合）。	①男性は2028年4月から実施、女性は2028年4月から20年かけて段階的に実施。 ②2028年4月1日
（4）子の加算の見直し	子どもを育てている年金受給者の加算を充実する。子の人数にかかわらず、加算額を一律281,700円に引き上げる（第2子までの年額から20%増額）。	2028年4月1日
（5）配偶者加給年金の見直し	女性の社会進出や共働き世帯の増加を踏まえて、年下の配偶者を扶養している場合にのみ支給される老齢厚生年金の配偶者の加算を見直す（現行408,100円 見直し後367,200円、既受給者は現行の額のまま）。	2028年4月1日
（6）将来の基礎年金水準の低下への対応	①次の財政検証（2029年の予定）で、基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、給付と負担の均衡をとりつつ、厚生年金の方も受給する基礎年金の将来の給付水準を上昇させるため、措置（※）を講じる。 ②基礎年金と厚生年金の報酬比例部分の合計額が低下する年金受給者には、その影響を緩和するための措置を講じる。	

（※）この措置を実施するためには、将来的な国庫負担の増加が見込まれることから、その増加分に対応した安定財源の確保が必要。

出所：厚生労働省資料をもとに地公退作成

差を解消することとした。ただし、実施にあたっては、女性是对象年齢を現行の30歳未満から20年間かけて段階的に引き上げる等、様々な配慮措置を設けることとされた。

■子の加算の見直しと配偶者加給年金の見直し

子の加算については、障害基礎年金・遺族基礎年金の子に係る加算や老齢厚生年金の加給年金があるが、第3子以降の子への加算額は第1子・第2子への加算額に比べて少なくなっている。今回の改正では、次世代育成にむけて、第1子・第2子と第3子以降の支給額を一律28万1700円へ引き上げた。

また、老齢厚生年金における配偶者に係る加給年金については、年金部会の議論の整理では、「社会状況の変化等によりその役割が縮小していることを踏まえ、将来的な廃止も含めて見直す方向性については概ね意見が一致」したことから、今回の改正では、年額を36万7200円に引き下げた。ただし、現在の受給者は見直しの対象とはしていない。

■マクロ経済スライドの調整期間の一致（基礎年金の底上げ）

将来的に基礎年金の給付水準の低下が見込まれる中で、基礎年金水準の底上げ措置（マクロ経済スライドの調整期間の一致）を実施するかどうかについて、次回2029年の財政検証時に判断する規定が附則に盛り込まれた。また、この措置を導入した際に、一時的に厚生年金の給付水準が低下することが指摘されていたが、その場合の影響を緩和するための措置を講ずることとされた。

低年金対策として必要な「基礎年金水準の底上げ措置」とは

基礎年金水準の底上げ措置（マクロ経済スライドの調整期間の一致）については、厚生労働省は「理解が得られない」と一旦は法案から削除したものの、修正案が提出され、辛くも復活することとなった。もともと年金部会の議論では賛否両論があり、「部会として意見はまとまらなかった」と議論の整理で報告されているとおり、この措置自体に問題の火種をかかえていた。

今回の措置の問題点として、従来の拠出ルールから大きな変更となる厚生年金積立金の活用を前提としていること、また、底上げに伴い必要となる国庫負担の財源確保策も明らかになっていないことがあり、国民の理解も十分とはいえない（マクロ経済スライドの調整期間の一致の制度の概要・問題点は地公退ニュース6月号を参照されたい）。

■地公退は、「被用者年金のさらなる適用拡大」と「基礎年金の拠出期間の45年化」を優先して実現めざす

昨年の財政検証と同時に行われたオプシオン試算では、基礎年金水準の底上げ措置として、「被用者年金の適用拡大」と「基礎年金の拠出期間の45年化」の二つの措置が「マクロ経済スライドの調整期間の一致」と同等か、それ以上の効果があることが確認されている。

また、現行の基礎年金制度は、保険料を支払う期間が20歳以上60歳未満の40年間で、年金を受給できるのは65歳からとなっている。昔と違って、60歳を過ぎても働く人が増え、現在では65歳までの雇用確保措置がすべての企業で義務化される。60歳を超えて厚生年金に加入する被保険者にとつては、保険料を60歳前と同じように負担しても60歳以降は基礎年金に反映されないという制度的な不備が生じている。拠出期間40年は、平均余命や就労期間の延びに対応できておらず、時代遅れとなっており、早急に45年化を実現する必要がある。

地公退は、三つの基礎年金水準の底上げ措置のうち、被用者保険の適用拡大と基礎年金の拠出期間の45年化を優先して取り組みを進めてきた。引き続き、退職者連合に結集して、被用者保険の適用拡大と基礎年金の拠出期間の45年化による低年金対策の充実を図り、生活できる給付水準を保障し、将来にわたって安定した年金制度の確立にむけ、引き続き取り組みを強化していく。